

垂水処理場汚泥処理施設等運転管理業務 質問回答書

NO.	文書名	頁	大項目	中項目	小項目	カナ等	項目名	質問の内容	質問の回答
記述例	入札説明書	1 (全角)	1 (全角)	(1) (全角)	ア (全角)	(7) (半角)	文言記入		
1	入札説明書	5	1 0	(5)	ケ		法人税、消費税及び地方消費税、県税、市町村税の各納税証明書（直近の3年分） 滞納がないことが証明できる納税証明書によること。	各納税証明書について、滞納のないことの確認のためであるため、提出するものは写しでもよろしいか。	各納税証明書は、写しによる提出も認めます。
2	委託仕様書	3 8	別表 1 0 委託料の 予定額 と変更	(1)	①		変更の対象と条件	本業務の当初の公共工事設計労務単価 電工単価(兵庫県)の基準月をご教示下さい。	本業務当初月時点の最新の単価とします。
3	委託仕様書	3 8	別表 1 0 委託料の 予定額 と変更	(1)	①		変更の対象と条件	公共工事設計労務単価は毎年3月に新単価が公表されるため、本業務開始時（令和8年4月）には新しい公共工事設計労務単価が適用されている可能性があります。また本委託仕様書では「委託料の変更は、契約開始あるいは変更より12ヶ月を経過した後で変更できるものとする。」と記載されていますが、以下についてご教示下さい。 1. 本業務開始後の令和8年4月以降に賃金の変動を算出し、変動前後の業務委託費が±1.5%を超えていた場合、令和9年度の委託料変更は可能でしょうか。 2. 本業務における初回の変動確認の時期と、委託料変更が反映される年度をご教示下さい。	1. 業務開始後12カ月経過後可能となります（甲又は乙の申し入れ日が変更の基準日）。 2. ・初回変動確認時期 業務開始後12カ月経過後 ・初回委託料変更の反映年度 甲又は乙の申し入れがあった年度（申し入れ日が変更の基準日）
4	委託仕様書	3 8	別表 1 0 委託料の 予定額 と変更	(1)	②		委託料の算出	変動した電工単価（兵庫県）を反映させる対象は「業務価格※1」中の直接業務費となりますか。	仕様書に記載のとおり、委託料の算出対象は「業務価格（※1）」となります。
5	委託仕様書	3 8	別表 1 0 委託料の 予定額 と変更	(1)	②		委託料の算出	変動した電工単価（兵庫県）を反映させる対象として、「業務価格※2」は対象外でしょうか。	ご認識の通りです。
6	委託仕様書	3 8	別表 1 0 委託料の 予定額 と変更	(1)	②		委託料の算出	直接業務費が変動した場合、直接経費、技術経費、諸経費も変動するものとして計算してよろしいでしょうか。	仕様書に記載のとおり、委託料の算出対象は「業務価格（※1）」となります。